

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)(概要版)

第1 基本的事項

- (1) 役割
 - ・ 中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの
 - ・ 都市計画区域マスタープランに即して市町マスタープラン及び立地適正化計画を定める
- (2) 策定単位
 - ・ 広域的な圏域として設定する6の地域（阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）を策定単位とする
- (3) 目標年次
 - ・ 「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年（2040年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7年（2025年）とする

第2 都市計画の目標

1 都市計画の基本的な視点

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 本県の将来像 <ul style="list-style-type: none"> ア 21世紀兵庫長期ビジョン イ 兵庫2030年の展望 ウ 兵庫県地域創生戦略 | <ul style="list-style-type: none"> (2) まちづくり基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ア 安全・安心 イ 環境との共生 ウ 魅力と活力 エ 自立と連携 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 都市計画に関する現状と課題

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 人口減少・超高齢社会の進行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 疎住化・人口の偏在化の進行 ・ 交通弱者の増加 ・ 情報化社会の進展によるニーズの変化、インバウンド需要の増加 ・ 都市における空き地・空き家の増加 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な生活圏の確保 ・ 公共交通ネットワークの維持・確保 ・ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進 ・ 市街地や集落の低密度化対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> (2) 防災対策の必要性の増大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動による自然災害の増加、防災意識の高まり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災への更なる対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> (3) 都市の維持管理コストの増大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市基盤施設の老朽化 ・ 施設の維持管理や更新 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新 ・ 都市基盤施設整備計画の適切な見直し |
| <ul style="list-style-type: none"> (4) 地球環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的なエネルギー利用等の要請 ・ 都市農地の位置付けの明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素・循環型社会の構築 ・ 都市と緑・農との共生 |
| <ul style="list-style-type: none"> (5) 産業構造の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業構造の変化による工場の閉鎖 ・ 郊外の大規模集客施設による中心市街地衰退 ・ IC周辺等での産業用地需要の高まり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用転換への対応 ・ 大規模集客施設の立地誘導 ・ 産業用地開発への柔軟な対応 |
| <ul style="list-style-type: none"> (6) 地域の主体性の高まり <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京圏への人口集中等による地域経済の縮小、都市機能等の更新の遅れ ・ 地方分権の進展と広域的課題への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域創生等の取組 ・ 県と市町との役割分担の明確化 |
| <ul style="list-style-type: none"> (7) 新型コロナ危機の経済社会への影響 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一極集中型社会の脆弱性の顕在化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな働き方や意識の変化への対応 |

3 都市づくりの基本理念

- (1) 安全・安心な都市空間の創出
 - ア 総合的な防災・減災対策の強化
 - ・ 災害時における都市の強靱化を図るため、都市の耐震化・不燃化や密集市街地の改善などの防災・減災対策を推進
 - ・ 南海トラフ地震、日本海における大規模地震等による津波対策や台風等による高潮対策を強化
 - ・ 近年、頻発・激甚化する豪雨による浸水被害や土砂災害に対し、総合的な治水対策や災害に強い森づくりを推進
 - ・ 土砂災害特別警戒区域など想定される自然災害のリスクを踏まえて市街化を抑制
 - イ 全員活躍社会の推進
 - ・ 誰もが安心して住まい、安全・快適に移動し、活躍できる社会の実現に向け、ユニバーサル社会づくりを推進
 - ・ 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえ、子育て支援施設等の充実した環境づくりを促進
 - ウ 分散型社会に対応した都市づくりの推進
 - ・ 新型コロナ危機を契機に東京等大都市への一極集中を是正し地域創生を更に推進するため、移住、企業誘致等を促進
 - ・ 公園・緑地、水辺空間、都市農地などのオープンスペースは、地域の多様なニーズに応じた柔軟な活用を促進
 - ・ デジタル化の進展に対応する情報通信基盤の整備を促進、データ・新技術等を活用した都市づくりを検討

(2) 地域主導による都市づくり

- ア エリアマネジメントの促進
 - ・ 多様な地域課題へ対応するため、住民、事業主等の地域の担い手による魅力あるまちづくりを促進
- イ 地域資源を生かした都市の活性化
 - ・ 多様な自然と風土を背景とした優れた景観や自然環境、特色ある歴史、文化などの地域資源を生かした魅力ある都市づくりを実現
 - ・ 都市部では、地域のにぎわいの創出や人口増加につなげるため、空き地・空き家の交流拠点等への活用や市場流通を促進
 - ・ 地方部では、古民家や町家等の空き家を交流拠点や宿泊施設等として活用した地域間交流、二地域居住や移住を促進
 - ・ 住宅地周辺のまとまりのある農地等を保全・活用
 - ・ 市街化調整区域では、その性格を維持しつつ、地域の活力維持や産業の活性化に資するまちづくりを促進
- ウ 民間投資の誘導
 - ・ 医療・福祉施設、商業施設等が継続して運営するために必要となる一定の人口を持った地域を形成
 - ・ 中心市街地等では、都市計画法等の特例制度の活用や規制緩和等により大規模業務施設や都市型住宅等を誘導
 - ・ 市街地内に残る大規模工場跡地等の低未利用地は、面的整備事業により土地利用を増進
 - ・ PPP（公民連携）やPRE（公的不動産）の効率的な運営と併せた商業、医療・福祉等の都市機能を公有地へ誘導
- エ 情報ネットワーク等の活用
 - ・ スマートシティの考え方を踏まえ、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりを検討

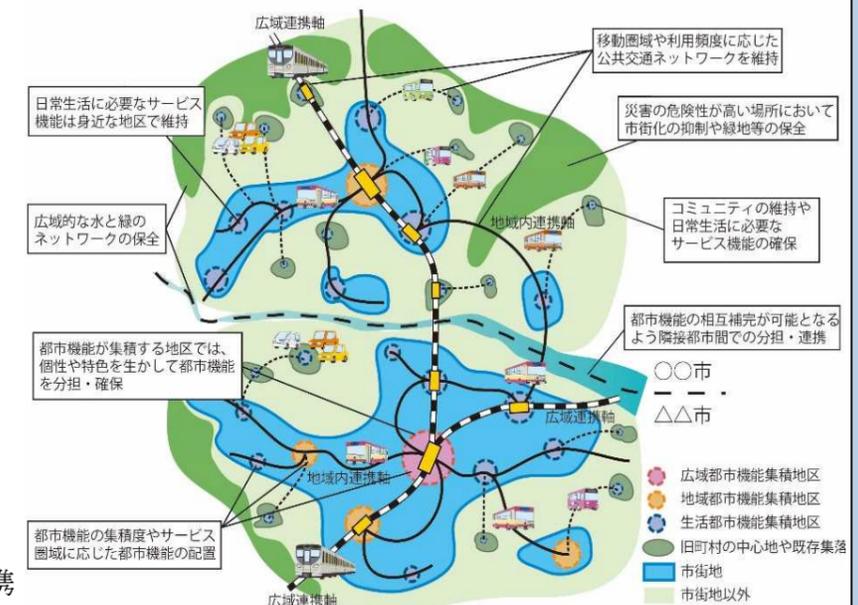
(3) 持続可能な都市構造の形成

地域連携型都市構造の実現

- ・ 大都市、地方都市、中山間地域が都市の諸機能において役割分担・相互連携し、活力を持って自立
- ・ 新型コロナ危機で脆弱性が明らかになった集中型社会から持続可能な分散型社会への転換

(7) 地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針

- ① 市街地エリア
 - ・ 都市機能集積地区において機能を更新・充実
 - ・ 低未利用地の活用や土地の高度利用
- ② 市街地以外のエリア
 - ・ 日常生活に必要なサービス機能を確保
 - ・ 都市との交流、二地域居住や定住の促進、既存産業の事業継続支援等により地域の活力を維持
- (イ) 都市機能の役割分担と連携の方針
 - ・ 機能の集積度及び圏域の広さに応じて都市機能集積地区を位置付け
 - ・ 適切な役割分担・連携により多様な機能を確保
- (ウ) 交通ネットワークの方針
 - ・ 地域に応じた適切な輸送手段により地区間を連携
 - ・ 新技術による交通ネットワークについても検討
 - ・ 自転車通行空間の計画的な整備等により自転車ネットワークを形成



第3 西播磨地域の都市計画の目標等

(対象区域:中播都市計画区域・西播都市計画区域・山崎都市計画区域・西播磨高原都市計画区域)

1 都市計画の目標

西播磨地域の目指すべき都市構造

- ・地域の中心として発展してきた姫路市中心部の広域都市機能集積地区において、都市機能の更新・強化及び国際的な観光交流を促進
- ・地域の持つ先端科学技術基盤の活用やものづくり企業の連携等により産業競争力を強化、IC 周辺等の新たな産業団地の形成を促進
- ・都市機能集積地区間の連携強化による都市機能の相互補完により地域全体での都市機能を確保
- ・市街地エリアの方向性：①姫路市中心部の高度利用等、②都市農地の保全・活用、③災害リスクを勘案して市街化を抑制
- ・市街地以外のエリアの方向性：①地域主導による集落の機能維持や地域活性化を促進、②都市機能集積地区等との連携を確保

2 区域区分の決定の有無及び方針

(1) 区域区分の決定の有無

- ・中播・西播都市計画区域は、市街地が連たんし、依然として開発圧力が存在するため、区域区分を定める
- ・山崎・西播磨高原都市計画区域では、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため、区域区分を定めない

(2) 区域区分の方針

- ・中播都市計画区域における市街化区域は、目標年次（令和7年）における人口や産業を適切に収容し得る区域とし、現市街化調整区域内で、既に市街地を形成している区域や計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入する

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 地域連携型都市構造化に関する方針

- ・臨海部は、姫路市を中心に都市機能集積地区間の連携を強化
- ・内陸部は、隣接する都市機能集積地区間で都市機能を相互補完

ア 都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実

- (7) 広域都市機能集積地区…高次都市機能や産業機能の強化等
- ・姫路市中心部

- (4) 地域都市機能集積地区…都市機能を維持・充実及び相互補完等

- ・山陽電鉄飾磨駅周辺
- ・JR 野里駅周辺
- ・JR 本竜野駅～龍野インターチェンジ周辺
- ・JR 福崎駅～福崎町役場周辺
- ・JR 相生駅～相生市役所周辺
- ・JR 播州赤穂駅～赤穂城跡周辺
- ・宍粟市役所周辺

- (7) 生活都市機能集積地区…日常生活に必要なサービス等を確保

イ 現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持

ウ 都市機能集積地区の機能連携の強化

- (7) 広域連携軸…都市機能の相互補完、観光交流を促進
- ・播磨臨海地域道路の整備により東西ネットワークを強化
- (4) 地域内連携軸…鉄道、国道、県道等により地区間の連携を強化
- (7) 日常生活圏内の移動…公共交通ネットワークを維持・確保

(2) 土地利用に関する方針

ア 線引き都市計画区域の土地利用

- (7) 主要用途の整備方針
- ・姫路市中心部では、城郭と調和した魅力的な市街地を形成

- (4) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

- ・姫路市中心部では、圏域全体の活性化を牽引する高次の都市機能の集積や周遊型観光の拠点整備等を促進

- (7) 市街化調整区域の土地利用の方針

- ・IC 及び幹線道路周辺における産業用地需要等については、地区計画等を用いて計画的な開発を誘導

イ 非線引き都市計画区域の土地利用

- ・山崎 IC 周辺等の開発圧力が比較的強い地域においては、用途地域の指定等により、土地利用コントロールを促進

(3) 都市施設に関する方針

ア 交通施設

- ・播磨臨海地域道路の早期事業化に向けた取組を促進
- ・JR 姫路～英賀保駅間の新駅設置によりアクセス性を向上
- ・JR 播但線・姫新線等では、駅周辺への都市機能施設の配置やモビリティマネジメントなどの取組により利用を促進
- ・デマンド型交通などにより中山間地域の移動手段を確保
- ・播磨科学公園都市では、新たな技術の活用による地域交通の利便性向上のため自動運転車の導入を検討
- ・国際拠点港湾の姫路港では、内航フィーダー網の充実強化、海のエントランスの整備などにより機能強化

イ 公園・緑地

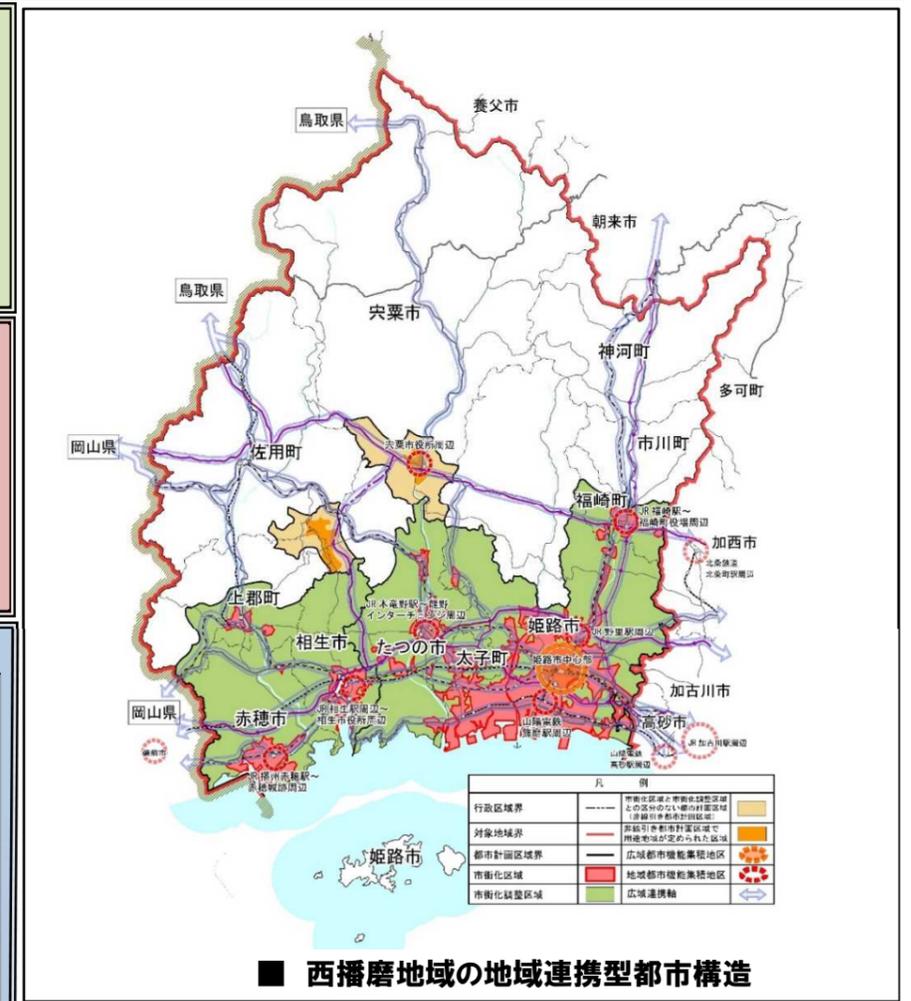
- ・中国山地、市川、播磨灘等の自然環境や水辺空間を保全
- ・姫路公園等では、歴史的建造物を生かした公園整備を促進
- ・手柄山中央公園のスポーツ・レクリエーション機能を充実

ウ 河川・下水道

- ・治水・利水、生態系、水文化・景観等に配慮した河川整備を推進
- ・引原ダムの再生事業や河川整備を推進
- ・千種川等において人と自然が共生する河川環境を保全・創出
- ・流域下水道等の更新・整備及び適正な維持管理
- ・豊かな海の実現に向けた取組を推進

(4) 市街地整備に関する方針

- ・都市計画法の特例制度の活用等により民間投資を適切に誘導
- ・既成市街地内における低未利用地の利活用を促進
- ・姫路市中心部では、キャスティ 21 計画に基づく再開発により新たな文化施設や医療施設などの高次都市機能を集積
- ・JR 東姫路駅周辺等の利便性が高い市街地で都市基盤施設が未整備の低未利用地では、面的整備事業により土地利用を増進
- ・赤穂市臨海部等の密集市街地の防災対策を推進



(5) 防災に関する方針

- ・西播磨広域防災拠点等を核として地域防災拠点等を連携
- ・緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震化を推進
- ・建築物の耐震化・不燃化等やライフラインの耐震化を推進
- ・津波・高潮対策の計画的な推進
- ・総合治水条例に基づく総合的な治水対策
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定と必要に応じて市街化を抑制
- ・砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進

(6) 景観形成に関する方針

- ・中国山地の山々からなる森林や高原、市川や揖保川、千種川等の河川、播磨灘の海岸線等の多彩な自然環境を保全
- ・龍野、赤穂、山崎等の城下町、室津、坂越等の港町、斑鳩、平福、中村・栗賀町等の宿場町等の歴史的まちなみを形成・保全
- ・豊かな自然と美しい星空景観を有する「佐用郡地域」では、星空景観形成地域として、美しい星空景観を保全

(7) 地域の活性化に関する方針

- ・世界遺産姫路城、日本遺産として認定された「播但貫く、銀の馬車道 鉦石の道～資源大国日本の記憶をたどる 73km の轍～」を構成する文化財等を生かした広域的な観光を促進
- ・たつの市龍野伝統的建造物群保存地区等の歴史的景観を有する地区では、地域資源を生かした交流・環流を促進